

平成30年第5回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成30年5月8日(火)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	子どもの未来応援担当副参事 (放課後子ども総合プラン推進担当副参事)	子育て施策担当課長	
	保育課長	男女いきいき推進課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	報告事項	報告内容	結果
1	35号	保育所待機児童数について	了承
2	36号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成30年第5回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成30年5月8日(火) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、平成30年第5回北区教育委員会定例会を開会します。

日程第1、報告第35号「保育所待機児童数について」事務局から説明をお願いします。

子育て施策
担当課長

教育長

清正教育長

子育て施策担当課長

子育て施策
担当課長

それでは、報告第35号「保育所待機児童数について」、ご報告をさせていただきます。

資料が本日の配付になりましたこと、誠に申しわけございませんでした。それでは、1枚おめくりいただきまして、資料の方をご覧いただきたいと存じます。

まず1番の要旨でございます。教育委員の皆様におかれましては、既に5月1日に速報値としてご送付させていただいたところでございますが、このたび平成30年4月1日現在の待機児童数が確定しましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

保育所待機児童数のカウント方法につきましては、待機児童数につきまして自治体ごとに取り扱いが異なる状況を解消するため、国におきまして平成29年3月末に新たな調査要領を公表し、平成30年4月から新要領に基づく数値での報告が義務づけられたところでございます。このため、北区におきましても平成30年以降の待機児童数につきましては、国の新要領に基づくカウント方式による数値でご報告を行うこととさせていただくものでございます。

2番の待機児童の状況でございます。お示しの状況でございますが、平成30年4月につきましては、0歳児3名、1歳児29名、2歳児2名、3歳児8名、4・5歳児は0名で計42名でございます。

平成29年4月、こちらは従前のカウント方式によるものでございますが、こちらと比較しましても40名の減少となっているところでございます。

ご参考までに新たなカウント方式と従前のカウント方式の違いでございますが、表の下の二つ目の米印の部分でございますが、従前のカウント方式ですと育児休業を取得された方は待機児童数に含んでございましたが、育児休業中の保護者につきまして、復職に関し継続的に意向確認を行い、復職に関する確認ができる場合には待機児童数に含めることとされたところでございます。

その下の表でございますが、平成30年4月1日時点における7地区別の状況をお示しさせていただいている表でございます。平成29年度と比較しまして、多くの地区で待機児童の解消が進んでおりますが、平成30年2月27日開催の教育委員会におきましても、ご説明させていただきましたとおり、滝野川西地区で32名、滝野川東地区で

も10名の待機児童が発生している状況でございます。なお、この待機児童が42名いらっしゃる中には、選考指数が高い方、保育の必要性が高い方も含まれております。やはり、地域的には必要に迫られながらもお子様を預けられる施設が少ないといった現状があるものと考えられるところでありまして、滝野川西地区及びその周辺地域におきましては、今年度重点的に保育施設の誘致を図る必要があるものと考えているところでございます。

怖れ入りますが、別添の報告第35号の説明資料のほうをご覧ください。

1番としまして、保育所認可定員と待機児童数の推移をお示ししているものでございます。認可定員数につきましては、平成30年8、453名と29年と比較しますと755名分増加しているところでございます。

2番といたしましては、待機児童の状況といたしまして、平成29年度と30年度の地区別も含めました比較表をお示ししているところでございます。先ほどもご説明させていただきましたが、北区の多くの地域において待機児童の解消は図られつつも、主に滝野川地区で待機児童が発生しているところでございます。

続きまして3番、今後の予定(日時等)といたしまして、(1)から(3)まで平成30年度中の保育施設児童受け入れ数増の取り組み、平成31年度に向けた保育施設児童受入数増の取り組み。保育ニーズが逼迫する滝野川西地区等における取り組みをお示しさせていただいているものでございます。この中で(1)の受入数増の取り組みとして142名、(2)で203名とさせていただいてございますが、こちらの人数につきましては現段階で区の審査を通過したものとなっております。今後につきましては、(3)でお示しのとおり滝野川西地区及びその周辺につきまして、引き続き重点的に保育施設の誘致、定員増を図ってまいるところでございます。

大変雑駁ではございますが、ご説明は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

渡辺委員 教育長

清正教育長 渡辺委員

渡辺委員 ご説明ありがとうございます。毎年の待機児童の解消ということで、随分と力を注いでくださっているということに本当に感謝申し上げます。

一つ、確認したい点がございまして、資料の待機児童の人数のカウントの仕方が国の公表した調査要領ということで、育児休業中の保護者についてということなのですが、これは育児休業中の保護者の方は保育園に在園の保育園児を一度退園させているために、また職に戻るとしてカウントするというところでよろしいでしょうか。

保育課長 教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

すみません、この育児休業の話なのですが、これは復職のことではなくて、例えば今までは育児休業を取ることができる状態にあれば、それは待機児童から落としていいというような、これまでの扱いでした。しかし、新要領では取れるけれども、取りたくないんだ、復帰したいんだと、お仕事に。そういう方については、もうこれは待機児童でしようということで、それも含める取り扱いとしなさいといったような方針が示されたということです。

渡辺委員

ありがとうございます。ということは、育児休業を取った保護者というのは、保育園に在籍をしたままでもいいということでしょうか。

保育課長

教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

例えば上の兄弟が保育園に入られている、下の子を出産する場合というのは、上の子がそれで退園しなくてはならないという取り扱いにはならないようなものがあります。ただ、いろいろ要件等は細かくはありますので、そのあたりについては、別の機会でご説明したいと思います。

渡辺委員

ありがとうございます。あと、もう一つご質問なのですが、つぼみ園とか小規模等はゼロから2歳児の施設になっておりますので、3歳への移行の橋渡しというか、そのよううまくコミュニケーションが取れていて、連携が取れていてスムーズに3歳児の施設のほうに、3・4・5歳児の施設の方に移行されているのかどうかということをお聞きしたいなと思っております。

子育て施策
担当課長

教育長

清正教育長

子育て施策担当課長

子育て施策
担当課長

3歳児のところでございますが、ただいま委員にご指摘いただいたとおり、今後いわゆる0・1・2の小規模保育事業所、あるいは公立認可保育園で0・1・2歳児の方、この方がそのまま円滑に3歳児に移行していくということが大変重要な問題だと考えているところでございます。その中で区といたしましても、今後3歳児の受け入れの態勢、そういったものが万全かどうか、その辺りについては今後も数字を精査してなるべく円滑に3歳児の行っている保育の方に、そちらの方に移行できるよう考えてまいりたいというふうに考えてございます。

渡辺委員	ありがとうございます。
清正教育長	よろしいでしょうか。今の理解を深める意味で、もし可能であれば29年度、28年度の旧カウント方式でいった場合、30年4月は何人なのかという数字がもし言えればお願いします。
子育て施策担当課長	教育長
清正教育長	子育て施策担当課長
子育て施策担当課長	従来のカウント方式で今回の30年度の数値を計算しますと、37名となっていてころでございます。
清正教育長	ありがとうございます。ほかに何か質問はありますでしょうか。
本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	ご説明ありがとうございました。本当に渡辺委員からもあったように劇的に待機児童が減っていることに対するご努力、北区にとっても大変ありがたいことだなというふうに思っております。ただ、申し上げるまでもなく、全体として減っていても個々のご家庭においての困り感というものは全く変わらないものでございますので、特に滝野川西地区の待機児童のご家庭においては、区の見通しといったものはどのような形で伝えられているのでしょうか。この早急に取り組むんだということがあっても、仮に私がその母親であるとすれば、どのくらい待てば自分は復職できるんだろうか、そういうような生活に応じた情報提供のようなことがあるのかどうか、教えていただければというふうに思います。
保育課長	教育長
清正教育長	保育課長
保育課長	まず、北区の待機児童の状況なのですが、これはご覧いただければ、まず確かに待機児童になった方というのは、まだ完全に解消できていないわけですから、委員のおっしゃるとおりでございます。個々の家庭の状況というのは、やはり入れなかった方については大変な状況があることというのは、これは十分認識しているところでございます。今、どのような状況かという、例えば2歳になると、1歳ではかなり29名という待機児童がいるのですが、2歳になると減る、かなり整備率もありますし、また2歳

ですといろいろ空きなども、田端地区ですと厳しいのですけれど、空きも見られている状況もあるので、2歳になると随分、例えば保護者の方には選考指数というのが公開され、保育の必要度に応じた点数とかというのがあるのですけれど、そういうのを公開してまして、2歳になったら私ひよっとしたら入れるかもしれないとか、そういった見通し、確実なことは言えないのですけれど、そういった見通しというのを出させていたでている。3歳になりますと、また保育園、確かに待機児童が出ていますが、預かり保育をやっている幼稚園、そういったものもありますので、そういったところで長時間続けながら働くという選択などもできるということで、皆さんそういったような捉え方をしている方が多いのですが、ただやはり今回、前回は年度途中に開設する板橋駅前小規模などもご報告させていただきましたが、そういったことでやはり早急な取組というのは進めていきたいと考えています。

子育て施策
担当課長

教育長

清正教育長

子育て施策担当課長

子育て施策
担当課長

ただいま委員にご指摘いただいたとおり、滝野川地区の個々の保護者の方につきましては、今後の見込み等ということで、大変困っていらっしゃると思いますか、そういう状況であることは認識しているところでございます。ただ、保育所の整備におきましては、やはりいろいろなお話もある中でかなり途中で話が立ち消えてしまうというケースもございます。そういった中、お話ができたところにつきまして、区の審査会等を経まして、なるだけ早急な形で教育委員会、あるいは北区議会のほうにご報告させていただいている中で、これまでも周辺、例えば保育園の整備に当たっては住民の説明会等も行っているところでございます。なるべくそういった形で、早目早目にオープンできるものにつきましては、今後なるべく早く情報公開を行っていききたいというふうには考えてございます。以上です。

本間委員

よくわかりました。ありがとうございます。個別の困り感を抱えているご家庭からの相談とか、あるいは手だてといったようなフォローがなされているというふうな理解でよろしいでしょうか。

保育課長

教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

保育園に入れなかったご家庭のことというのは、近年いろいろ、例えば保育園で地域の方からですとか、この間情報を収集したのですが、多いのはやはり育児休業をやむを得ず延長するという方が多いと。それと、あとはおじいちゃん、おばあちゃんの手伝いをもらったりとか、そういったようなことで何とかされているという方が多く、適切な

というところまでやはりそういったことと言えば、あと認可外保育所などを利用する、認証保育所等の利用をされる方なんかもいらっしゃって、確かに北区といたしましては、そういった方のために昨年度補助制度を改善して、経済的負担にも配慮したような、そういった取り組みをしているのですが、やはり入れなかった方と入れた方というのは、やはり差があるというか、そういった状況がありますので、なるべくそういった方の相談には乗って、入りやすいアドバイスとかそういったものをいろいろ進めていきたいと思っています。

清正教育長 よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、本件に関するご報告は終了させていただきます。

次に日程第2、報告第36号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 恐れ入ります。報告第36号でございます。1枚おめくりをお願いいたします。

1番の名義使用承認でございます。裏表で合計3件でございます。

まず1件目でございます。「れっど・しゃっふる バasketボールスクール」、特定非営利活動法人れっど★しゃっふる理事長でございます。内容につきまして、お示しのとおりでございます。

2件目でございます。「れっど・しゃっふる エンジョイバドミントン」。主催者、先ほどと同様でございます。日時、場所、お示しのとおりでございます。

裏面でございます。「伝統文化日本舞踊&マナー教室」でございます。北っ子日本舞踊わらべ会長でございます。内容はお示しのとおりでございます。

以上、3件使用承認報告でございます。

2番の事業実績報告につきましては、1件のみでございます。お示しのとおりでございます。

以上、説明とさせていただきます。

清正教育長 説明ありがとうございます。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

ここで「平成30年度「学校における働き方改革」の実施について」、日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ありがとうございます。ご異議ないものと認め、本日の日程に追加をいたします。

それでは、追加日程第1、報告第37号「平成30年度「学校における働き方改革」の実施について」、事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長 教育長

清正教育長 教育指導課長

教育指導課長 それでは、ご報告が追加の日程となってしまいましたことについて、おわびを申し上げます。

報告第37号、「平成30年度「学校における働き方改革」の実施について」、ご報告を申し上げます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、資料をご覧ください。

1の目的でございます。教員の長時間労働を解消するための取組を推進し、学校教育の質的向上と子どもたちの健やかな育成を図ることが目的となります。

2の進め方でございますが、お示しの4点でございます。

1点目は計画的な推進です。国や東京都の対策等を踏まえまして、(仮称)北区立学校における働き方改革推進プランを策定し、取組を計画的に実施してまいります。

2点目は可能な取組からの実施でございます。今年度の実施が可能な取組につきましては、北区推進プラン策定前でも実施してまいります。

3点目は教職員の勤務実態と意見を踏まえての実施でございます。教職員の理解と協力を得て実施をしてまいります。

4点目は保護者や地域社会等の理解・協力のもとでの実施でございます。取組の実施に当たりましては、保護者、地域、関係機関等へ周知を図り、十分に理解と協力を得て実施をしてまいります。

3の平成30年度の具体的な取組、こちらにつきましてはお示しの5点でございます。

1点目は北区推進プランの策定です。検討委員会等で検討を進め、7月ごろまでに一定の取りまとめをし、年度中に策定をいたします。

次の2点目から5点目までは試行実施を行いまして、検討委員会で検証をしてまいります。こちらの2点目ですが、長期休業日中の閉庁日の設定でございます。全教員が夏休などの特別休暇や年次休暇の取得、振休等を取ることで、今年度は夏季休業日期

間の8月13日、14日、15日と冬季休業日期間の12月28日、1月4日を閉庁日といたします。

3点目はノー残業デーを学校ごとに原則月1回以上設定をします。

4点目は最終退勤時刻を午後8時に設定いたします。

5点目は保護者等から学校への電話連絡の対応時間を設定いたします。

学校への電話連絡は勤務時間内にしていただき、勤務時間外の電話を控えていただくよう協力を依頼いたします。

以上についての保護者・地域宛てのお知らせとお願いにつきまして、別紙のカラー刷りのもの、(案)とございます「保護者・地域の皆さまへ」こちらをおつけしてございます。恐れ入りますが、そちらをごらんください。

上段が教員の長時間勤務の課題や北区における教員の働き方改革の取組の状況と協力依頼についての趣旨となっております。

また、下段はご説明させていただきました今年度の取り組みについての周知の内容とお願いの内容となっております。

ご報告は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

加藤委員 教育長

清正教育長 加藤委員

加藤委員 働き方改革ということで、いろいろと学校側も大変なんだということがよくわかりますが、先ほど中学校の視察で8月の13日から15日、これは学校が閉庁するという事は、教員を休ませることにするということではないのでしょうか。それとも、那須みたいなところへ行くのは別に構わないということなののでしょうか、教えてください。

教育指導課長 教育長

清正教育長 教育指導課長

教育指導課長 中学校等で夏の間の宿泊行事等に重なっている場合につきましては、そういった学校につきましては日程をずらしまして、学校ごとに3日間別に設定をするということで考えています。

加藤委員 わかりました。ありがとうございます。

清正教育長 ほかにいかがでしょうか。

渡辺委員	教育長
清正教育長	渡辺委員
渡辺委員	加藤委員にあわせてなのですが、クラブ活動もこの日はやらないということですのでよろしいですね。
教育指導課長	教育長
清正教育長	教育指導課長
教育指導課長	部活動もこの閉庁日期間は実施はしないということで考えております。
清正教育長	ほか、いかがでしょうか。
本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	<p>前回、お示しいただいたときよりも、文面が保護者、児童、生徒の立場に立った内容で理解が進むものかなというふうにありがたく読ませていただきました。ただ、現状としましては、指導内容の大きさに比してやはり勤務時間の中でおさめていくということが難しいという大前提がありますので、これについては北区だけはいかんともしがたいところがあることは十分承知しておりますけれども、であればこそ、こういう各校に共通なものがあるときには教育委員会名で出されて、学校としてはありがたい反面、これは過去の自分の自戒の思いも含めてということですのでけれども、この教育委員会名で出される文面に頼り過ぎてはいけないということがあるというふうに思います。各学校長、園長の先生方はそこら辺を十分承知していらっしゃると思いますが、ぜひ校長会等でこれを提示されるときに、これを受けて自校では、自分の園ではどのように具体的などころで取り組んでいくのか、児童生徒のために還元できるものとしてこれを生かしていくというあたりについて、ぜひ各校長先生方、園長先生方からもご自分の言葉として保護者の方へ伝えていっていただきたいなと切に願っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
教育指導課長	教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

ご指摘ありがとうございました。今の本間委員のご意見なのですが、こちらの教育指導課からも校長会等、校長先生方にはぜひ各学校でやはり少しずつ事情等も違いますので、ぜひ保護者や地域の方々に校長先生ご自身からもご説明いただくようにお話をしております。今後ともそういった形で校長先生方にお話をしていきたいです。ありがとうございました。

清正教育長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

よろしいでしょうか。それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。

これもちまして、平成30年第5回教育委員会定例会を閉会させていただきます。